



# 森とおる NEWS

森とおる  
事務所発行

東京都豊島区上池袋3-46-2  
東京都豊島区南大塚1-19-3

自宅 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-6-12 TEL 03(6912)0135

## コロナで3割以上減収したら 国保料が減免や全額免除に

### 後期高齢者医療、介護保険料も対象に

6月に国民健康保険料決定通知書が届き、「国保料が高すぎて払えない」「負担を軽くしたい」という声が寄せられています。

政府は「新型コロナウイルスの緊急経済対策」で国保料、後期高齢者医療保険料、65歳以上の介護保険料を減免し、減免した分は国が全額財政支援することを決定しました。

対象は、①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染によつて死亡または重篤な傷病を負った世帯。②新型コロナウイルスの影響で、生計維持者の事業収入等が、前年比3割以上の減収が見込まれる世帯で、生計維持者の前年所得が1千万円以内。③該当する期間は、今年2月から来年3月までの間に納期限がくる保険料です。

申請先は豊島区になります。申請に必要な書類は、減免申請書、本人確認書類（運転免許証やパスポート）、事業収入申告書、昨年度の確定申告書の控えや収入がわかる書類、源泉徴収票などです。

3割以上の減収で申請することができまので、持続化給付金よりも多くの方が対象になります。

◆減免になった新潟市の事例

一人暮らし35歳フリーランス、収入が200万円から140万円に減る見込み。国保料19万1900円全額が免除になる。

30代の夫婦と子どもの世帯で、妻のパート収入100万円、夫の給与収入300万円が200万円に減る見込み。国保料27万8100円が4万2900円に減額される。

◆広島県三原市が試算したモデルケース

夫婦と子ども2人世帯で、夫の事業所得300万円が3割以上減収し、妻に所得がなければ、国保料42万1200円が全額免除になる。

同じく、妻にパート収入60万円がある場合は、国保料44万6600円が37万2100円減免されて、74500円になる。

申請の仕方がわからない場合はご相談ください。

#### < 新型コロナウイルスによる国保料の減免・免除について >

- ①新型コロナウイルスで主たる生計維持者が死亡、または1か月以上の治療など重篤な傷病を負った世帯は全額免除
- ②新型コロナウイルスの影響で生計維持者の今年の事業収入等の見込みが前年に比べて3割以上減少する見込み

保険料減免額 = 対象保険料 × 減免割合  
 対象保険料 = A × B ÷ C

- A 世帯全員の国保料
- B 生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年の所得金額
- C 世帯の被保険者全員の前年の所得金額

前年所得	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	8割
550万円以下	6割
750万円以下	4割
1000万円以下	2割